

## 三好教育研究所規則

- 第一条 地方教育行政の組織および運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育に関する専門的技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行うことを目的とする。
- 第二条 研究所の名称および位置は次のとおりとする。  
名称 三好教育研究所  
位置 徳島県三好市池田町マチ2215番地 三好教育センター内
- 第三条 当研究所はその目的を達成するため次の事業を行う。  
1 学校教育, 社会教育および教育行政に関する調査研究に関すること。  
2 教育関係職員の研修ならびに教育諸行事の調整に関すること。  
3 教育研究の普及および連絡に関すること。  
4 教育に関する各種の資料の収集保管および作成に関すること。  
5 教育相談に関すること。  
6 その他その目的達成に必要な事項に関すること。
- 第四条 当研究所には、所長・副所長・研究員その他必要な職員をおく。
- 第五条 職員の職務は次のとおりとする。  
1 所長は、所轄をつかさどる。  
2 副所長は、所長を補佐して所長不在の場合はその職務を代行する。  
3 研究員は、調査研究に従事する。
- 第六条 所長は、毎年事業計画ならびにその実施結果を郡・市地教委連絡協議会および三好教育会総会に報告する。
- 第七条 当研究所は、その目的を達成するために郡・市内教育関係職員中より研究員を委嘱する。
- 第八条 研究員は、所定の期間中研究調査を行い、その成果を普及する。
- 第九条 本研究所は、第三条の事業を行うために必要に応じ委員会を設置することができる。  
(1) 企画委員会 (2) 調査委員会 (3) その他の委員会
- 第十条 前条の委員会は、所長の要請に応じ審議し研究調査を行いその結果を所長に報告する。
- 第十一条 この規則に定めるもののほか必要な事項は所長が定める。
- 第十二条 この規則は、公布の日（昭和41年4月1日）から施行する。  
附則 平成18年3月1日町村合併に伴い規則の一部を変更する。